

## 第1 趣旨

農地、農業用施設等に係る災害復旧事業については、これまで施設管理者又は所有者が事業主体となり復旧事業を実施している。しかしながら、平成30年7月の一連の豪雨をはじめとし、個々の災害が甚大化、かつ高度な技術力を要する案件が増加している。また、これまでの災害復旧の実施主体である市町村は「平成の大合併」により99市町村から42市町村へと半数以上減少し、災害時は合併後の市町等の職員により緊急的に対応する体制もとられている一方で、行財政改革、災害経験者の退職などにより地域を熟知した職員や技術職員が減少している状況にある。

以上を踏まえ、高度な技術を要する一定規模以上の農業用施設等の災害復旧事業は県が実施し、早期復旧を第一に進めていくこととする。

## 第2 定義

本事業において「農業用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定法」という。）第2条第1項に定義されるものとし、「農地」とは、暫定法第2条第1項及び、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項第1の1に定義されるもの、「地すべり防止施設」は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、「負担法」という。）第3条に規定される施設で、農村振興局所管の農地保全に係るものとする。

## 第3 事業主体

本事業の事業主体は、岐阜県とする。

ただし、緊急を要すると認められる応急工事については、地すべり防止施設を除き、原則として市町村又は土地改良区（以下、「申請者」という。）が実施するものとする。

## 第4 事業内容

本事業の事業内容は、暫定法又は負担法に基づく災害復旧事業を行うために必要な次に掲げるものとする。

- 1 調査計画事業
- 2 農業用施設及び農地災害復旧事業
- 3 地すべり防止施設災害復旧事業
- 4 関連事業

## 第5 事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、知事が別に定める要件を満たすもののほか、特に緊急を要すると知事が認めるものとする。

## 第6 事業の申請

- 1 申請者は、第4の2の事業で復旧すべきことを（その受益が2以上の市町村にわたる場合にあつては、当該関係市町村等が共同して）、農林事務所を経由して知事に申請することができる。
- 2 申請者は、前項の申請を第4の1の事業の実施前に行わなければならない。また、対象施設に係る被災状況等、その他必要な事項を示さなければならない。
- 3 申請者は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第4条第1項の規定により補助率増高申請書を知事が農林水産大臣へ提出する場合にあつては、暫定法に基づく補助率及び、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による補助率、これらの補助率算定資料を作成し提出するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請があつた場合、その申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

## 第7 対象経費

本事業の対象経費は、次によるもののほか別に定めるところによる。

- 1 本事業は実施に要する経費のうち、純工事費、用地費、補償費、機械器具費及び測量試験費を対象とする。
- 2 前項に規定する経費には、応急工事を県が実施した場合の応急工事費、応急工事に使用した材料費及び仮締切等の仮設工事に要する費用を含むものとする。

## 第8 報告

知事は申請事業完了後にあつては、市町村に事業の実施結果を報告するものとする。

## 第9 負担金の徴収

第4の2の事業にあつては、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年三月二十日条例第四号）の定めるところにより分担金を徴収するものとする。

## 第10 委任

この事業の実施について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

県営特定農業用施設等災害復旧事業実施要領  
平成30年10月12日付け 農整第602号の2

第1 趣旨

県営特定農業用施設等災害復旧事業（以下、「本事業」という。）の実施に関しては、県営特定農業用施設等災害復旧事業実施要綱（平成30年10月12日農整第602号、以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業主体

要綱第3の事業主体は、本事業の調査、測量、設計及び試験、用地買収及び補償、工事実施、財産の譲与等一切を行うものとする。

第3 事業内容

1 調査計画事業

要綱第4の2又は3、4に係る計画概要書や査定設計書等を作成するために必要な調査、測量、設計及び図面の作成等とする。

2 農業用施設及び農地災害復旧事業

農業用施設及び農地を復旧するために行う工事、用地買収及び補償とする。

3 地すべり防止施設災害復旧事業

地すべり防止施設及び関連施設を復旧するために行う工事、用地買収及び補償とする。

4 関連事業

要綱第4の2又は3の事業により復旧を行う施設の効用を補うために必要な工事、用地買収及び補償とする。

第4 事業の実施要件

要綱第5の知事が別に定める要件は、次によるもののほか要領別紙1に定めるものとする。

1 要綱第4の2の事業にあつては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定法」という。）の対象となる被災があつた、被災前に効用を発揮していた農地又は農業用施設において、受益面積がおおむね20ha以上（頭首工にあつてはおおむね100ha以上）、かつ、復旧に要する事業費がおおむね20,000千円以上、かつ、高度な技術を要するものを対象とする。

2 要綱第4の3の事業にあつては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、「負担法」という。）の対象となる被災があつた農村振興局所管の地すべり防止区域内の地すべり防止施設を対象とする。

第5 事業の申請

1 要綱第6の知事への申請は、別記様式第1号、第2号及びその他知事が必要と認める書類とする。

2 知事の行う要綱第6の4の通知は、別記様式第3号によるものとする。

3 その他知事が必要と認める書類。

第6 報告

要綱第8の報告は、事業を実施した農林事務所長からの事業完了報告（別記様式5号）を受けた後、別記様式第4号によるものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年10月12日から施行する。

## 要領別紙 1（事業の実施要件に係る運用）

### 第 1 趣旨

要綱第 5 の事業の実施要件については、要綱及び要領によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第 2 事業の実施要件

- 1 農業用施設及び農地災害復旧事業における要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 農業用施設及び農地の復旧において、河川法等の関係法令の手続きが必要なものについては、施設管理者又は施設所有者において完了済、又は完了予定のものとする。
  - (2) 農地の復旧においては、次に定める基準を満たすものとする。
    - ア 地域の担い手により現に耕作されている農地
    - イ 本事業により復旧する農業用施設と分離して施工することが困難又は不適当な農地
    - ウ イの農地及び次の要件のいずれかに該当する農地の面積の合計が 20ha 以上のもの
      - a イの農地と作業の継続に大きな支障がない範囲で接続している農地
      - b イの農地と通作道、連絡道、耕作道又は小用排水路で接続している農地
  - (3) 1箇所の工事の費用とは、暫定法第 2 条第 8 項の 150m 以内の間隔で連続している被害を除いた 1 箇所あたりの工事に要する費用とする。
  - (4) 復旧に高度な技術を要するものとは、次のいずれかに該当するものとする。
    - ア 水路や道路等の線的構造物がその他の施設と一体的に被災したことで復旧にあたり他機関と調整が必要となるもの
    - イ 水位の異常な増水により浸水したことで施設の位置や構造の検討が必要となるもの
    - ウ 施設が再度被災することで直接的に家屋や公共施設に被害が生じるおそれがあるもの
    - エ 土地改良設計基準以外で採用する工法や水文、地質等の専門的な解析が必要と認められるもの
- 2 地すべり防止施設災害復旧事業の実施における要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 関連施設とは、地すべり防止区域内の農地及び地すべり防止施設等を保全するために必要な施設とする。
- 3 次に掲げる事業に要する費用においては、本事業の対象から除くものとする。
  - (1) 農業用施設災害関連事業
  - (2) ため池災害関連特別対策事業
  - (3) 農地災害関連区画整備事業
  - (4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業

### 第 3 その他

農林事務所長は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第 1 条の 4 に定められた災害復旧事業計画概要書を作成するにあたり、必要に応じて費用の予定負担者、現況施設の所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。

別記様式第1号

〇〇〇  
第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

事業実施申請書

岐阜県知事 様

〇〇市町村長  印  
(〇〇土地改良区理事長  印)

平成〇〇年〇月〇日発生の〇〇災により、災害が発生したので県営特定農業用施設等災害復旧事業として実施されたく、県営特定農業用施設等災害復旧事業実施要綱第6に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 地区一覧表

箇所番号	所在地及び 地区名	工種	被害延長 m	被害面積 a	被害額 千円

2 地区概要書

**県営特定農業用施設等災害復旧事業 地区概要書**

災害名及び 被災年月日							
24時間雨量			時間雨量			観測所	
月/日～月/日			月/日/時～時				
関係市町村			補助率増高 申請主体				
箇所番号	所在地及び地区名			工種	被害面積及び 被害延長	被害額	
施設の状況				負担区分(%)			施設の予定管理方法
受益面積	受益戸数	所有者及び管理者	国費	県費	地元負担金		
被害の概要							
県営特定農業用施設等災害復旧事業で実施する必要性							
応急工事を実施する必要性							

- (注) 1. 位置図及び被害の状況が分かる写真を添付すること。農地にあつては、受益面積が確認できる位置図等を添付すること。(位置図には被害箇所と雨量観測所の位置を示すこと。)
2. 観測所欄には観測所の位置及び観測所の管理者(気象庁等)を記載する。
3. 合併施工の場合には箇所番号に合併する箇所番号を括弧書きで記載する。
4. 負担区分の率は国庫補助率を基本補助率として記載する。増高申請により国費率が変動した場合は、補助残分を県費率及び地元負担金率により按分することとする。
5. 「県営特定農業用施設等災害復旧事業で実施する必要性」には、受益面積要件、事業費要件を満たしていること及び復旧に高度な技術を要することを説明する。
6. 応急工事を実施する場合は、「応急工事を実施する必要性」欄に緊急的に実施しなければならない理由を記載する。

別記様式第3号

〇〇〇第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

事業実施計画決定通知書

市町村長様

岐阜県知事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記  
地区について事業実施計画を決定したので通知します。

記

1 県営特定農業用施設等災害復旧事業 箇所番号

別記様式第4号

〇〇〇第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

事業実績報告書

市町村長様

岐阜県知事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で事業実施決定通知のあった県営特定農業用施設等災害復旧事業の下記地区について、事業の実施結果を報告します。

記

地区名	工事内容	事業費(千円)	備考

添付資料

- 1 主要工事の出来高図等



事業完了報告

農地整備課長 様

〇〇農林事務所長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で事業実施決定通知のあった県営特定農業用施設等災害復旧事業の下記地区は、事業が完了しましたので報告します。

記

地区名	工事内容	事業費(千円)	備考

添付資料

- 1 工事概要表
- 2 主要工事の出来高図等 (2部)
- 3 完成写真